

北海道胆振東部地震で被災された方への学費減免等についてのお知らせ（在校生、受験生の皆さまへ）

2018年9月13日 立命館慶祥中学校・高等学校

このたびの地震で被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

北海道胆振東部地震に係る災害救助法適用地域において被災された世帯につきまして、現段階での対応についてお知らせいたします。

1) 在校生の皆さまへ

このたびの震災で以下に該当する方を対象として、2018年度後期（10月～3月）までの学費（授業料および教育充実費）を全額免除します。この制度を希望される方は、事務室（011-381-8888）までご相談ください。

（対象となる方）

- 保護者（家計支持者）が負傷され、長期の入院・加療が必要な方。
- 保護者（家計支持者）の居住する家屋が消失した方、または、損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方（持ち家の方は建直しも含まれます）。

2) 受験生の皆さまへ

このたびの震災で以下に該当する受験生を対象として、入学検定料、入学金、2019年度前期（4月～9月）までの学費（授業料および教育充実費）および諸経費（学級・行事費等）を全額免除します。この制度を希望される方は、事務室（011-381-8888）までご相談ください。

（対象となる方）

- 保護者（家計支持者）を亡くされた方。
- 保護者（家計支持者）が負傷され、長期の入院・加療が必要な方。
- 保護者（家計支持者）の居住する家屋が消失した方、または、損壊により引き続き同家屋に居住することが困難と認められる方（持ち家の方は建直しも含まれます）。

※この制度の適用範囲、手続等につきましては事務室にお問合せください。事務室へのお問合せは、月～金8時30分～17時00分をお願いします（祝日および9月25日は除く）。

以上